

福岡県行政書士会博多支部運営規則

第1条 本支部は、福岡県行政書士会博多支部（以下「支部」という）と称し、福岡市博多区の地域内に事務所を有する福岡県行政書士会（以下「県会」という）個人会員及び法人会員をもって組織する。

第2条 支部は、支部会員（以下「会員」という）相互の資質向上及び親睦融和を通じて、品位保持、業務の発展及び刷新を図ることを目的とする。

第3条 支部は、前条の目的達成のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の指導及び連絡並びに業務確保に関すること。
- (2) 懇親会及び研修会の開催に関すること。
- (3) 県会との連絡調整に関すること。
- (4) その他支部の目的達成に必要な事項。

第4条 支部の事務所を、福岡市博多区の区域内に置く。

第5条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 2名以内 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名以内 |

第6条 支部長は、支部を代表し支部事務を総理する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるとき又は欠損の時はその職務を代理し、又は代行し、理事会で定められたところにより業務を処理する。
3. 理事は、理事会を構成し支部運営に当たる。
4. 監事は、支部資産及び会計の状況を監査し、必要に応じ理事会に出席しその職務に関し意見を述べることができる。
5. 理事はその互選により、1名を会計担当理事として予算決算及び金銭の出納事務を、1名を綱紀監察担当理事として会員の品位保持並びに職域確保に関する事務をそれぞれ掌るものとする。
6. 県会の役員（監事を除く）は理事を兼ねることができる。ただし、支部長を除く。
7. 支部運営に必要な専門部会を設置した場合は副支部長又は理事が専門部会長を兼務し、専門部会の構成員は支部長が委嘱する。
8. 支部に顧問を置くことができる。
顧問には、支部功労者又は支部会員中より理事会の決議により支部長が之を委嘱する。

第7条 役員は、支部総会で選任する。

2. 役員の任期は、就任後の第2回目の支部定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

第8条 役員に選任されたものは、正当の事由がなければ任期中辞任することはできない。

第9条 役員には、手当を支給することができる。

2. 支部選出の県会役員が理事会に出席した場合、手当を支給することができる。
3. 支部会員が理事会に出席した場合、手当を支給することができる。
4. 支部会員が専門部会の構成員に委嘱された場合、手当を支給することができる。
5. 手当を支給する場合には、福岡県行政書士会博多支部役員手当支給規定による。

第10条 支部の会議は、総会並びに理事会とする。

第11条 総会は、毎年会計年度終了後2か月以内に定時総会を、必要ある場合に臨時総会を開催する。

第12条 理事会は、支部長、副支部長、理事をもって構成し、議決事項について一人一票の議決権を有するものとする。

2. 当支部選出の県会役員は、県会の動きや方針等について理事会に於いて報告し、必要に応じ支部運営について意見を述べることができる。
3. 会員は、理事会に傍聴人として出席することができる。

第13条 総会の議長は、総会に於いて出席者(委任状出席者を除く)の中から選任する。

2. 理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

第14条 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

但し、委任状は出席者と看做す。

第15条 会議の議決は出席者の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条 会議の開催は、概ね10日前迄に支部長がこれを通知しなければならない。

第17条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 予算の決定及び決算の承認に関すること。
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
- (3) 規則の制定及び改廃に関すること。

- (4) 役員を選任及び解任に関する事。
- (5) その他理事会で重要な事項と認めるとき。

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画に関する事。
- (2) 総会開催に関する事。
- (3) 規則の制定及び改廃に関する事。
- (4) その他支部運営に関する事。

第19条 会議は議決事項及び議事の概要を議事録に記録し、議長及び出席者の中より議長が指名する2名が記名押印しなければならない。

第20条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 支部の経費は、支部運営費及び県会交付金、その他の収入をもって当てる。

第22条 支部運営費及び県会交付金は別表に定める額とする。

第23条 支部運営費は県会会費と共に、4月、7月、10月、1月、の各20日迄に3か月分を直接県会に前納しなければならない。なお、年会費の前納を妨げない。

- 2. 支部運営費滞納者に対する処分は、福岡県行政書士会会則第16条の規定を準用する。
- 3. 支部運営費の滞納者は、滞納している運営費を一括して納入しなければならない。

第24条 県会交付金は県会入会の際、入会金の中より支部に交付を受けるものとする。

第25条 支部の金銭は、支部長又は会計担当理事名にし、金融機関に預け入れなければならない。

第26条 会員が県会に提出する入会・退会その他の届出書類は、支部長を経由しなければならない。

第27条 支部の業務上必要な役員、会員の出張については、県会旅費規程を準用し旅費を支給する。

第28条 支部の功労者及び模範会員は理事会の決議を経て、これを表彰することができる。

第29条 会員には、別表に定める慶祝金を贈呈する。

第30条 弔慰金として別表に定める金額を贈呈する。なお、現職の支部役員及び役員経歴者が死亡の場合には、別表の弔慰金の他に供花をするか若しくは供花料を贈呈する。その金額については支部長が決定し、理事会において承認を得ることとする。

2 贈呈時に会費等を6か月分以上未納した会員に対しては、原則として贈呈しない。

第31条 会員が入院し1か月以上に亘る傷病の場合は、別表に定める見舞金を贈呈する。

但し、同一傷病での再入院の場合には贈呈しない。

2 贈呈時に会費等を6か月分以上未納した会員に対しては、原則として贈呈しない。

第32条 会員が災害等により著しい被害を被った場合は、理事会の議決を経て見舞金を贈呈する。その金額は理事会に於いて決定する。

第33条 会員は、必要があるときは支部備付諸帳簿の閲覧を求めることができる。

第34条 支部長は、県会会則第75条に定める会員の違反行為報告義務のほか、行政書士として相応しくない非行がある会員に対しては、理事会に諮り会長に報告の上、必要な措置を求めることができる。

第35条 この規則に別段の定めがないもので必要ある場合は、県会会則を準用する。

附 則

1. この規則は昭和53年 4月 1日より施行する。
2. この規則は昭和60年 4月 1日より施行する。
3. この規則は平成17年 5月13日より施行する。
4. この規則は平成21年 4月 1日より施行する。

別表

区 分		金 額
支部運営費(第22条)	会員一人1か月	1,000円
県会交付金(第22条)	入会の都度	30,000円
慶祝金(第29条)	結婚	10,000円
	喜寿・米寿	10,000円
弔慰金(第30条)	会員死亡	20,000円
	配偶者死亡	10,000円
	会員の一親等内(同一生計)死亡	5,000円
見舞金(第31条)	疾病見舞金	10,000円

福岡県行政書士会博多支部代議員選出規定

第1条 福岡県行政書士会会則第26条に基づく当支部代議員は、総会開催の都度支部会員の中から支部長が指名する。

附 則

この規定は、平成17年5月13日より施行する。

福岡県行政書士会博多支部役員手当支給規定

第1条 福岡県行政書士会博多支部運営規則第9条に基づく手当は別表とする。

別表

区 分		金 額
支部長手当	1年間	50,000円
副支部長手当	1年間	30,000円
会計担当手当	1年間	40,000円
総務担当手当	1年間	40,000円
理事手当	1年間	20,000円
専門部会員手当	1年間	20,000円
綱紀監察手当	1年間	30,000円
理事会出席手当	1回出席につき	2,000円

附 則

この規定は、平成17年5月13日より施行する。